

# 平成28年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業) 概要

平成28年4月  
(公募説明会資料)

一般社団法人 低炭素社会創出促進協会

## 公募要領 目次

1. 補助金の目的と性格
  2. 補助対象となる事業
  3. 補助対象事業の選定
  4. 応募に当たっての留意事項
  5. 応募の方法
  6. 問い合わせ先
- 補助事業における留意事項等について  
別紙 暴力団排除に関する誓約事項

## 公募説明会での説明

(前半) 全体概要について

(後半) 各事業について

- ①交通体系分野
- ②公共施設系分野
- ③地域特性に応じたインフラ系分野

# 全体概要説明

## 【目的】

公共性が高い社会システムの整備に当たり、エネルギー起源CO2排出抑制のために技術等を導入する事業を行うことにより、低炭素社会の創出を促進する。

【補助事業期間】 【補助金の交付額】 【補助事業者】 については、事業により異なる。

⇒ 詳細は、公募説明会の後半で説明

## 【共同実施】

(福祉の調査事業以外共通)

複数の者で事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が、各事業の「補助事業者」に該当することが必要となります。

また、そのうちの1者を、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる「代表事業者」とし、他の事業者を共同事業者とします。

なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

さらに、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進捗管理を行っていただくこととなります。

また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

# 1. 補助金の目的と性格 (つづき)

## 【共同実施】 つづき (福祉の調査事業以外共通)

ファイナンスリースを利用する場合は(融雪以外共通)、ファイナンスリース事業者を代表事業者とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

応募申請書に、上記内容を確認できるリースの見積書を添付してください。

### 【対象事業の基本的要件】

- ア 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること
- イ 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること
- ウ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること
- エ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金を受けていないこと  
(固定価格買取制度による売電を行わないものであることを含む)

さらに、**事業ごとに個別に対象事業の要件**があります。

⇒ **詳細は、公募説明会の後半で説明**

【事業】 ⇒ 詳細は、公募説明会の後半で説明

①交通体系整備に当たっての低炭素価値向上分野  
ア エコレールラインプロジェクト事業

②公共施設等の整備に当たっての低炭素価値向上分野  
ア 省CO2型福祉施設等モデル支援事業  
a 高効率設備導入調査事業  
b 高効率設備導入補助事業

イ 漁港の省エネ化推進事業

③地域特性に応じたインフラの整備に当たっての低炭素価値向上分野  
ア 低炭素型の融雪設備導入支援事業

イ 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション  
推進事業  
a 事業化計画策定事業  
b 設備導入事業  
c 温泉街における未利用資源活用モデル事業

応募者より提出された実施計画書等をもとに、

- ・ 公益性
- ・ 資金回収・利益の困難性
- ・ モデル・実証性
- ・ 二酸化炭素削減効果等

に基づき審査を行い、予算の範囲内で補助事業を選定します。（採択通知）

なお、『基本的要件』（公募要領 p 5、本説明資料 p 7）に適合しない提案については、審査を行いません。

#### 【ご注意】

採択通知後、改めて交付申請書をご提出いただき、審査のうえ協会から交付決定を行います。また、補助事業は、交付決定日以降に開始願います。

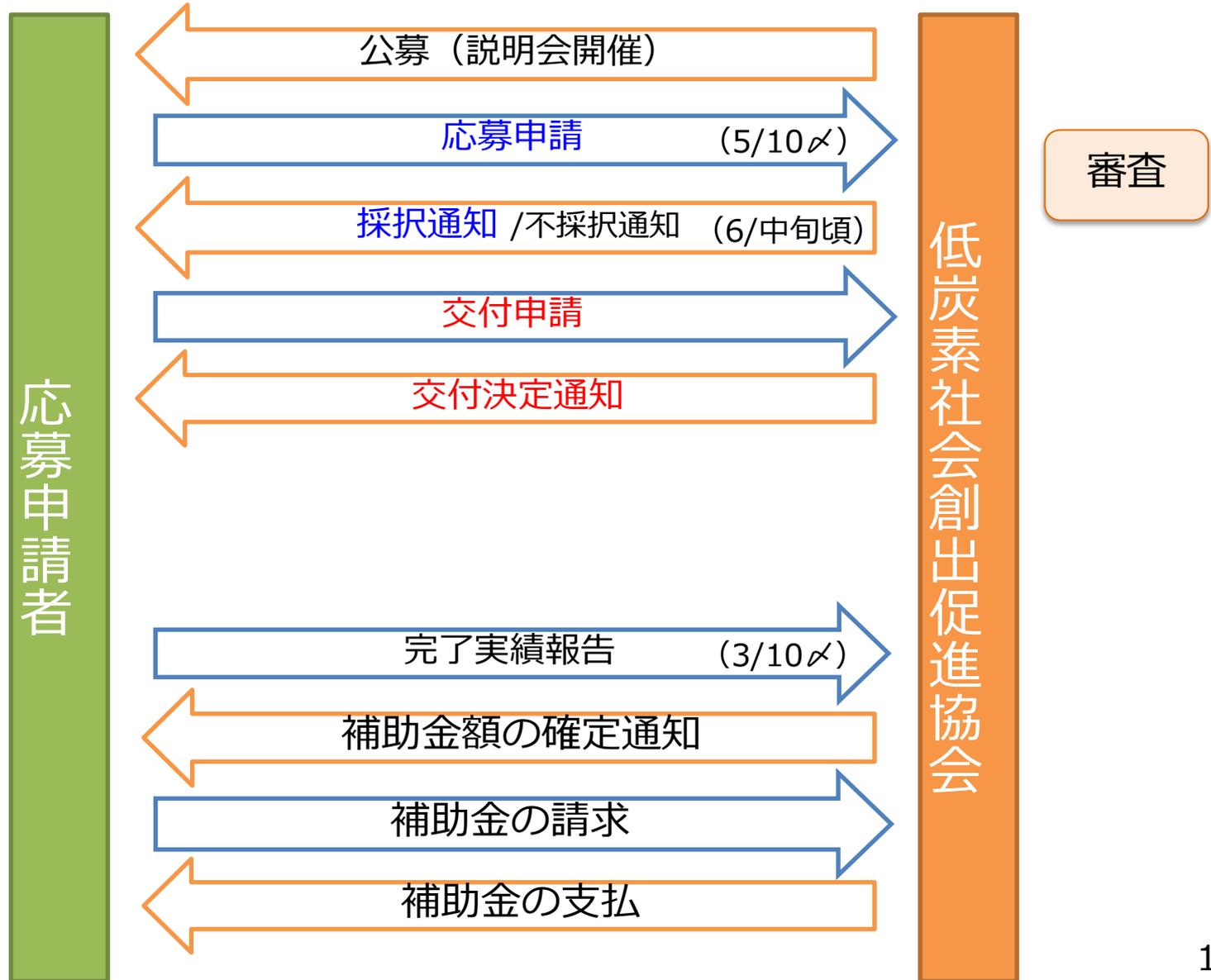
（採択通知後ではない） [公募要領 p24]

交付決定日以前に発注等を行った経費は、補助対象とはなりません。

[公募要領 p2]

## <参考> 補助事業の流れ

応募申請・採択通知・交付決定通知から事業開始・補助金の支払まで



交付決定日後

補助事業  
の開始  
(工事の契約、  
機器の発注等)

(2/28までに事業  
及び支払完了)

- 【完了実績報告書（様式第11）の提出】 [公募要領 p25] [交付規程 第11条]  
2月末日までに補助事業を完了（複数年事業であっても、各年度、2月末日までに完了）  
事業完了後30日以内、または3/10のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出。
- 【事業報告書（様式第16）の提出】 [公募要領 p19] [交付規程 第16条]  
事業完了年度及びその後3年間、各年度終了後30日以内（4/30まで）に  
事業報告書を環境大臣に提出。証拠書類を年度終了後、3年間保管。
- 【経理書類の保管】 [公募要領 p25] [交付規程 第8条 第八号]  
経理帳簿及び証拠書類は、他の経理と明確に区分して整理。  
事業年度終了後、5年間保存。
- 【取得財産の管理】 [公募要領p2、p25] [交付規程 第8条 第十一、十二号]  
補助事業により取得、または効用が増加した価格が単価、又は一式50万円以上の  
財産について、取得財産等管理台帳を整備し、補助事業により取得した旨を明示。  
それらの財産について、法定耐用年数中、処分制限あり。もし期間内に、  
処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保、取壊し、廃棄）する場合は、  
事前に協会に申請・承認が必要。
- 【現地調査】 [公募要領 p2]  
補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その事業実施中又は完了後、  
必要に応じて、現地調査等を実施。

## 4. 応募に当たっての留意事項、その他の留意事項 (つづき)

公募要領 pp18~19

### 【利益等排除】

[公募要領 p25]

補助対象経費の中に、**自社製品の調達（工事を含む）**がある場合、補助事業者の**利益等相当額を排除**。

### 【圧縮記帳】

[公募要領 p40]

補助事業者が法人の場合、**国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入（圧縮記帳）**の規定（法人税法 第42条）の適用を受けることができる。なお、規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となるので、**所轄の税務署等**にご相談ください。

### 【消費税、地方消費税の取扱い】

[交付規程 第4条 第2項]

消費税及び地方消費税相当額は、**補助対象経費から除外して補助金額を算定**し、交付申請書を提出してください。

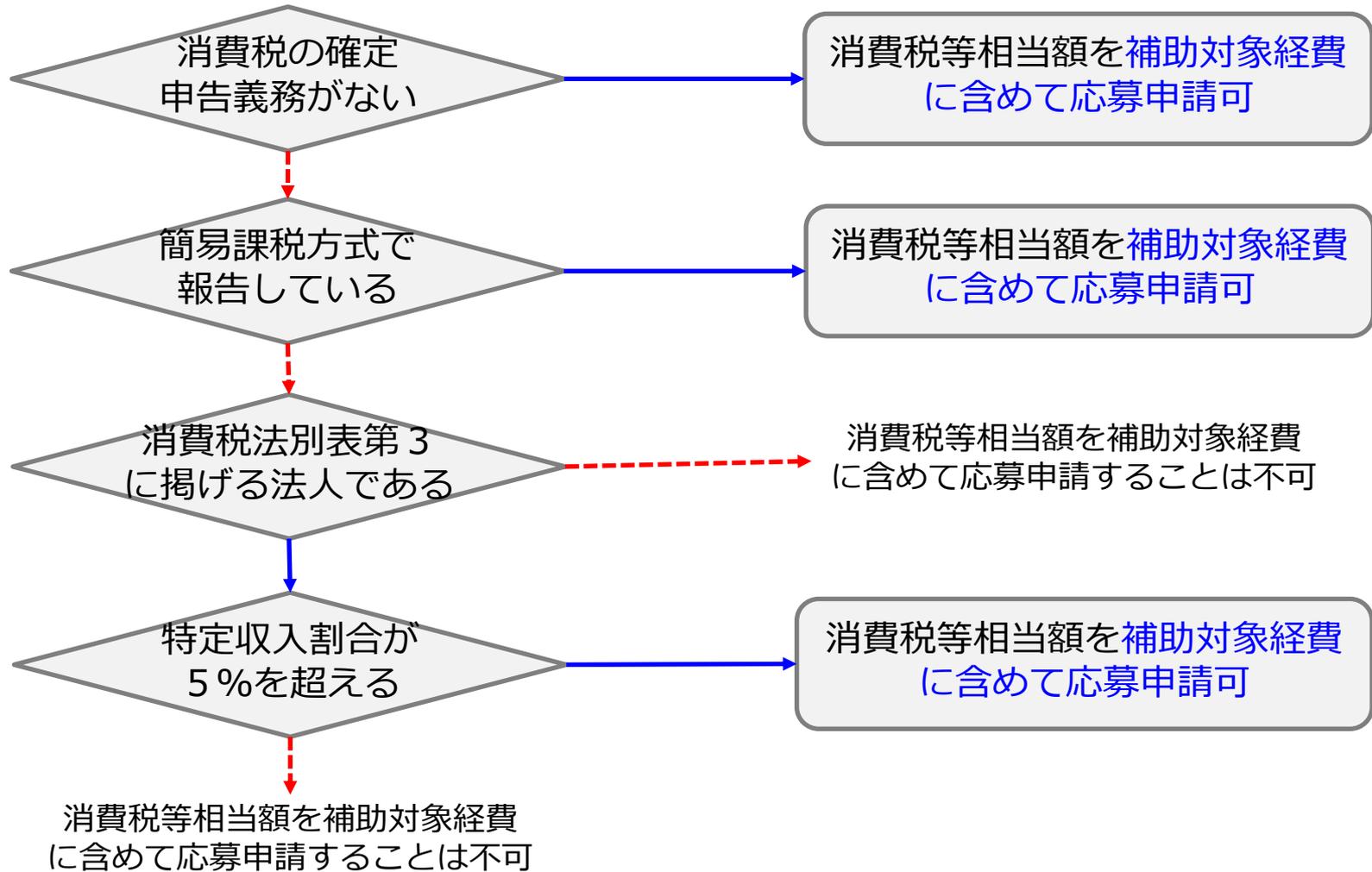
ただし、**補助対象経費に含めて応募申請できる場合**もあります。

(詳細は、pp13~14)

# <参考> 消費税及び地方消費税相当額について

## 【地方公共団体以外】 費税等相当額 補助対象判断フローチャート

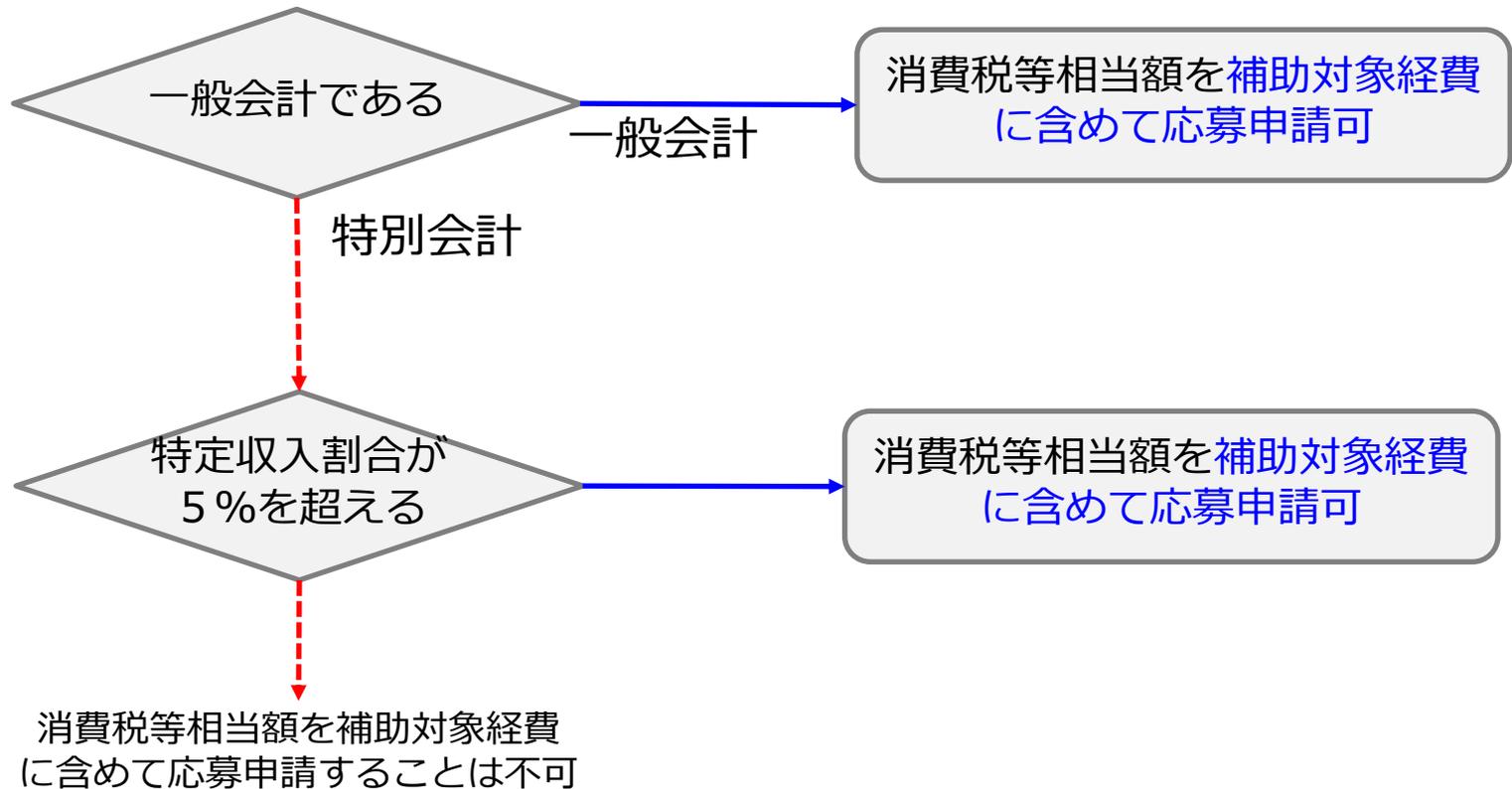
凡例： → はい    - - - → いいえ



# <参考> 消費税及び地方消費税相当額について (つづき)

## 【地方公共団体】 消費税等相当額 補助対象判断フローチャート

凡例： → はい    - - - → いいえ



当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、補助事業の実施期間内及び完了後においても該当することはありません。

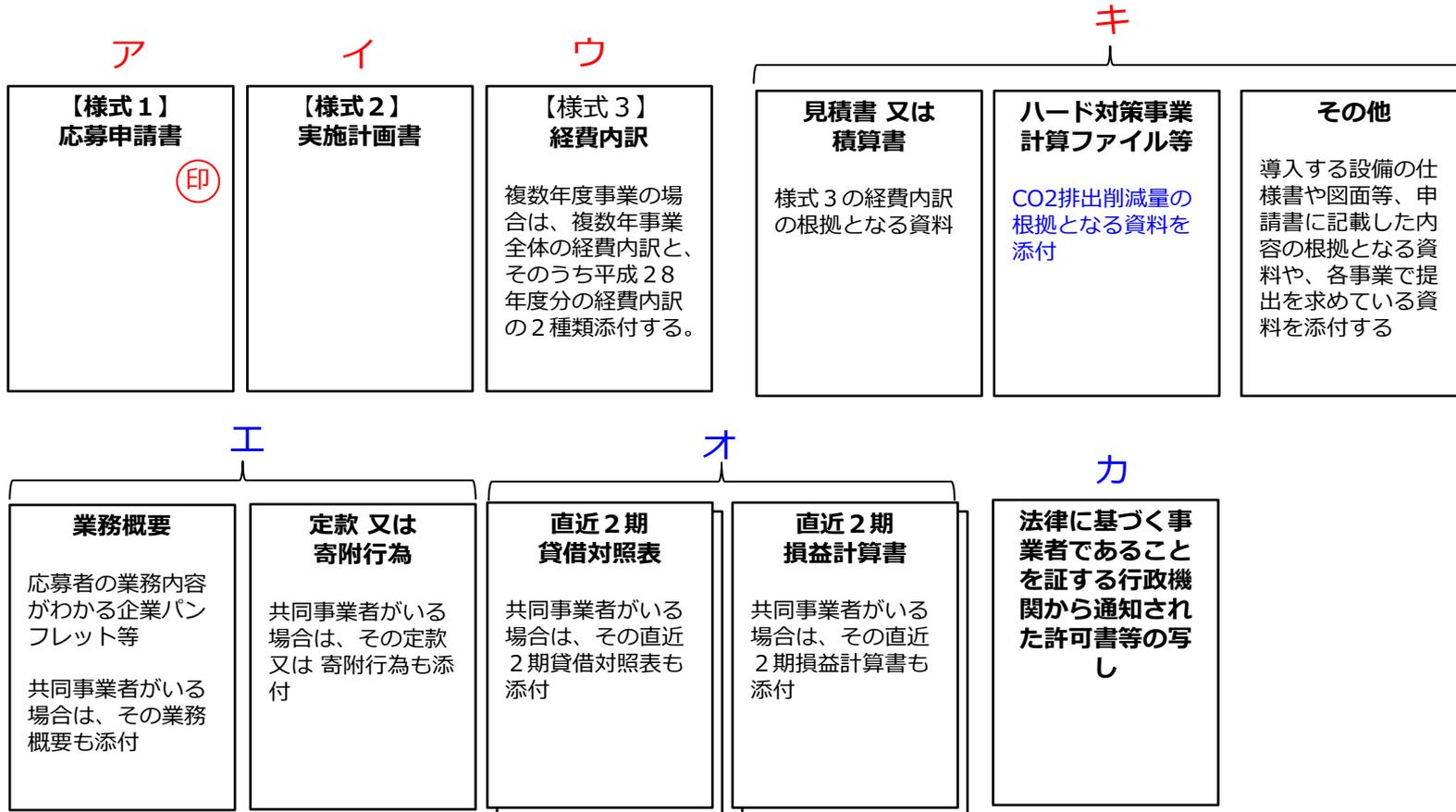
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

## 記

- 1 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

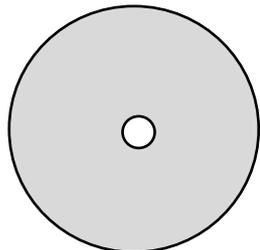
## 【応募書類・提出部数】



**ア～ウ、キ 紙書類を3部提出**

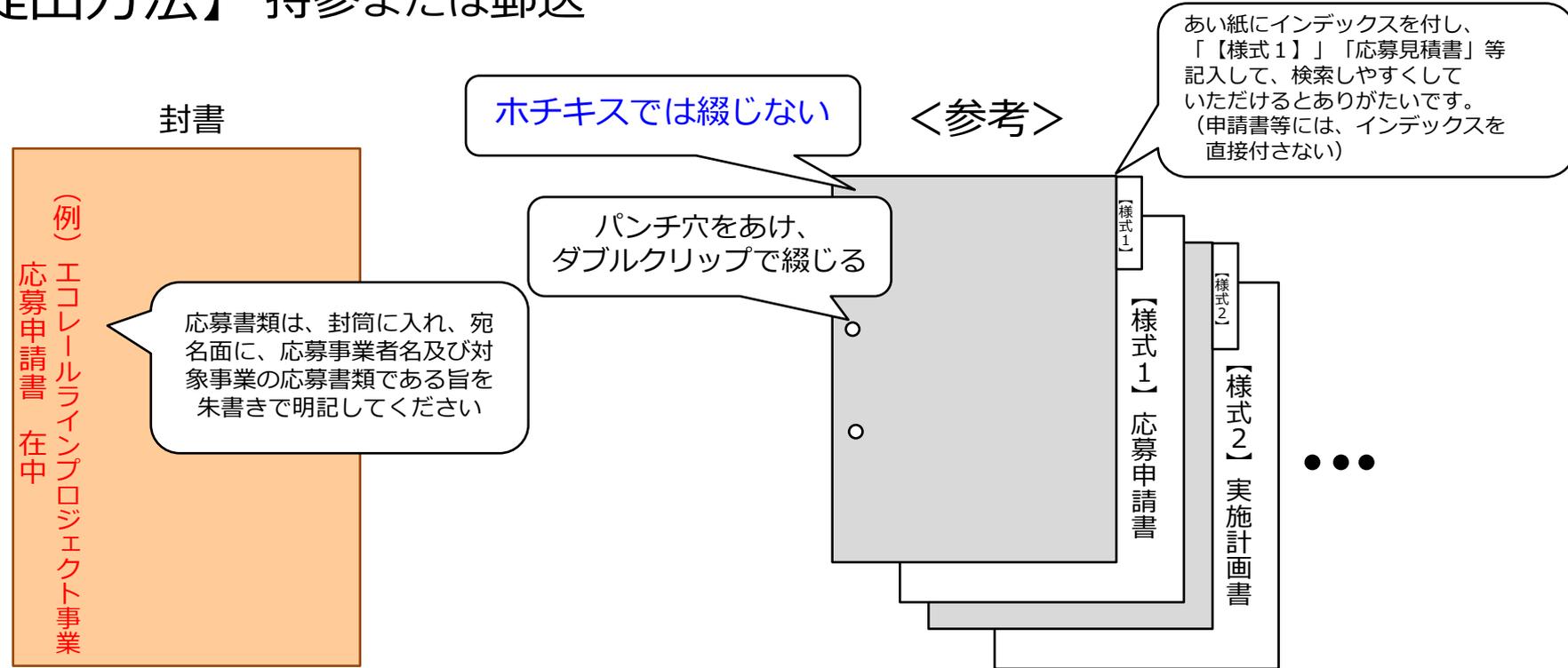
〔 正本 1部  
副本 2部 (北°-可) 〕

**エ～カ 紙書類を1部提出**



**ア～ウ、キの書類の電子データを  
保存したCD-R/DVD-Rを1部**

## 【提出方法】 持参または郵送



### 【提出期間・提出先】

**平成28年5月10日 (火) 17時 必着 一般社団法人低炭素社会創出促進協会まで**

### <ご注意>

**受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けません。十分な余裕をもって応募してください。**

### 電子メールにて、問い合わせ願います。

メール件名に、法人名及び事業名を必ず記入して下さい。

<記入例>

【株式会社〇〇〇】エコルールラインプロジェクト事業について問い合わせ

<問い合わせ先>

一般社団法人低炭素社会創出促進協会 国内事業部

メールアドレス：[stock28@lcspa.jp](mailto:stock28@lcspa.jp)

<問い合わせ期間>

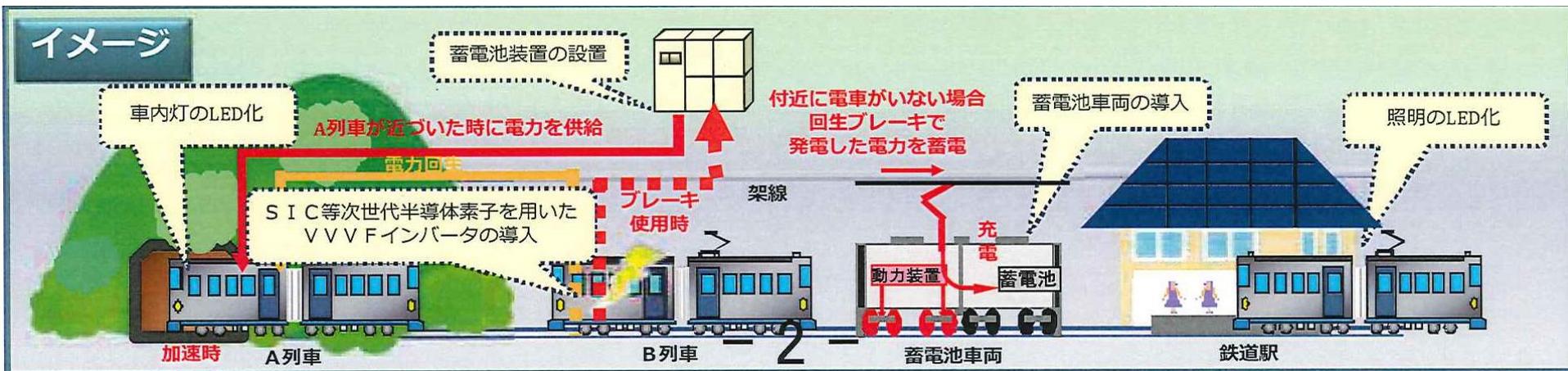
平成27年4月26日（火）まで

# 補助対象事業説明

# ①交通体系整備に当たっての低炭素価値向上分野

## (ア) 事業の目的

本事業は、鉄軌道事業者における次世代半導体素子を用いたVVVFインバータ等の先進的な機器や鉄道用高効率照明の導入及び中小鉄軌道事業者における省電力化・低炭素化に資する設備等の導入に必要な経費の一部補助を行うことにより、これらの本格的な普及につなげ、これをもって二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的としています。



出典) 平成27年度28年度 環境省ホームページより抜粋

## (イ) 対象事業の要件

本事業は、次に掲げる事業を対象とします。

### a 鉄・軌道関連施設低炭素化促進事業

鉄・軌道駅、トンネル、運転司令所等の鉄・軌道関連施設における回生電力貯蔵装置、駅補助電源装置等の先進的な省エネ機器の導入や鉄道用高効率照明の導入等（鉄軌道事業用に特化した機器に限ることとし、高効率照明の導入については、格付け投資情報センター、日本格付け研究所の評価がともにA以上となっている会社は対象から除く。）

- ・ 空調設備、エスカレーター、エレベーターは補助対象外。
- ・ 鉄道用高効率照明とは、踏切の警告灯、隧道照明、駅構内・ホーム等の案内表示板内の電球のLED化、駅の照明のLED化等。  
（R&IもしくはJCRの評価が、A未満の会社のみ対象）  
（ex.どちらかもしくはどちらも「A-」（A未満） ⇒ 対象）

※LED照明の導入において、間引きするLED照明（使用しないもの）は、補助対象外です。

## b 鉄・軌道車両低炭素化促進事業

蓄電池電車、次世代半導体素子を用いたV V V Fインバータ等の先進的な省エネ機器の導入 や鉄道車両用高効率照明の導入等（中小鉄軌道事業者については、絶縁ゲート型バイポーラ・トランジスタ（いわゆる I G B T）素子 を用いたV V V Fインバータ制御装置も対象とする。）

JR及び大手民鉄以外の事業者

## (ウ) 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの法人格を有する者としてします。

- a 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条に規定する事業者
- b 軌道法（大正10年法律第76号）第3条に規定する事業者
- c (イ) の設備を a 又は b にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

## (オ) 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4. (3) 補助対象経費」参照）の 3分の1 を補助します。

なお、本事業は、(イ) の設備をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

昨年からの変更有

## (カ) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として 2年度以内 とします。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提とします。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

## ②公共施設等の整備に当たっての 低炭素価値向上分野

## (ア) 事業の目的

本事業は、福祉施設等において、CO2削減ポテンシャル調査を実施し、一定のCO2削減が期待される場合に、高効率の省CO2型給湯設備・空調設備やコジェネレーションシステム等の導入を支援し、福祉施設等への省CO2設備導入を行うとともに、利用者の健康の増進を図ることを目的としています。

## (イ) 対象事業の要件

**対象施設が変更**となりました。（詳細は次頁に記載）

- ・ 入居、入所型の施設 ⇒ 入所定員100人以下
- ・ 通所型施設の人数制限がなくなりました。
- ・ 法人の場合の資本金又は基本金の上限がなくなりました。
- ・ 短期入所型（ショートステイ）、特別養護老人ホーム、通所リハビリテーション等も対象となりました。

## (イ) 対象事業の要件

本事業の対象は、

中小規模の老人福祉施設等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第八条第7項に規定する「通所介護」の施設
- ・同法第八条第8項に規定する「通所リハビリテーション」の施設（同法第八条の2第6項に規定する「介護予防通所リハビリテーション」の施設についても同様）
- ・同法第八条第9項に規定する「短期入所生活介護」のうち入所定員が100人以下の施設（同法第八条の2第7項に規定する「介護予防短期入所生活介護」の施設についても同様）
- ・同法第八条第17項に規定する「認知症対応型通所介護」の施設（同法第八条の2第13項に規定する「介護予防認知症対応型通所介護」の施設についても同様、）
- ・同法第八条第18項に規定する「小規模多機能型居宅介護」の施設（同法第八条の2第14項に規定する「介護予防小規模多機能型居宅介護」の施設についても同様）
- ・同法第八条第19項に規定する「認知症対応型共同生活介護」の施設（同法第八条の2第15項に規定する「介護予防認知症対応型共同生活介護」の施設についても同様）
- ・同法第八条第21項に規定する「地域密着型介護老人福祉施設」の施設
- ・同法第八条第22項に規定する「複合型サービス」のうち入所定員が100人以下の施設
- ・同法第八条第27項に規定する「介護老人保健施設」のうち入所定員が100人以下の施設
- ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）第二十条の四に規定する「養護老人ホーム」のうち入所定員が100人以下の施設
- ・同法第二十条の五に規定する「特別養護老人ホーム」のうち入所定員が100人以下の施設
- ・同法第二十条の六に規定する「軽費老人ホーム」のうち入所定員が100人以下の施設
- ・同法第二十九条第1項に規定する「有料老人ホーム」（サービス付き高齢者向け住宅を含む）のうち入居定員が100人以下の施設

(以下「対象施設」という。)における、次に掲げる事業を対象とします。

応募書類に、こちらの介護保険法、老人福祉法に該当することが確認できる資料（施設のパンフ、会社案内、設置届、許可書等を設置届等）を添付して下さい。

## a 高効率設備導入調査事業

対象施設の設備を高効率設備に改修するために必要な調査及び計画策定を行うものであって、bに定める事業を実施するための具体的な改修計画（以下「設備改修計画」という。）を策定する事業であり、以下の事項について検討し、設備改修計画に基づき、bで定める高効率設備導入を実施することを要件とします。

- (a) 対象施設の空調設備、給湯設備、照明設備等の現状把握  
（数量、エネルギー使用量、光熱費、維持管理費、温室効果ガスの排出量等）
- (b) 高効率設備の導入数量、導入コストの算出等、設備改修計画を策定するために必要な検討と解析

## b 高効率設備導入補助事業

別添（省CO2型福祉施設等モデル支援事業 計算書）を添付。比較年度は、平成26年度もしくは27年度

次のすべての要件に適合した設備を対象とします。

また、対象施設の設備改修により、対象施設全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量を5%以上削減できることを要件とします。

ただし、次の要件における「設備」は、再生可能エネルギーによる発電等に係る設備は除きます。

また、LED照明については電気用品安全法に基づくPSEマークが付与されているLED照明器具（従来の蛍光灯で使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については補助対象外とする。）を対象とし、LED照明のみを導入する事業は対象外とします。

LED照明器具への更新だけの事業は不可。  
LED照明器具への更新と空調設備の更新、といったように他の対策も行う場合のみ、LED照明器具は補助対象になります。

- (a) エネルギーを消費する設備の導入
- (b) 対象施設において使用する設備の導入
- (c) 低炭素化を推進する設備の導入

対象施設が新設の場合は補助対象外  
(施設全体の調査事業を行うことが前提のため)

## (ウ) 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの者とします。

### a 高効率設備導入調査事業

対象施設の所有又は運営を行う団体。

ただし、地方公共団体が対象施設の所有又は管理を行う場合は、

人口5万人未満、

もしくは人口5万人以上15万人未満であり、かつ、財政力指数が

0.3未満の地方公共団体に限ります。

### b 高効率設備導入補助事業

次のいずれかに該当する者。

(a) aと同じ

(b) (イ) bの設備を(a)にファイナンスリースにより提供する  
契約を行う民間企業

## (オ) 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4. (3) 補助対象経費」参照）の次の割合を補助します。

### a 高効率設備導入調査事業

定額（ただし、上限は150万円。）

### b 高効率設備導入補助事業

3分の1

調査事業は1年度以内

## (カ) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として2年度以内とします。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提とします。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります

※省CO2型福祉施設等モデル支援事業のうち、高効率設備導入調査事業と高効率設備導入補助事業の応募申請をする場合、応募申請はどちらの事業も対象施設を所有又は運営を行う団体が行ってください。

高効率設備導入補助事業のみ応募申請する場合で、リースで設備導入をする場合は、リース会社が応募申請を行ってください。

## 応募のパターン

### (A) 高効率設備導入調査事業に応募する場合

高効率設備導入補助事業を実施することが要件になりますので、高効率設備導入調査事業の応募申請書と、高効率設備導入補助事業の応募申請書のふたつの書類をご提出ください。この場合、高効率設備導入補助事業の応募申請は、導入が見込まれる設備のCO2削減量、経費内訳をご記入ください。

### (B) 高効率設備導入補助事業のみに応募する場合

高効率設備導入補助事業の応募申請書のみのご提出となります。  
対象施設全体のエネルギー起源CO2排出量を5%以上削減できることの根拠資料として、第三者（調査会社等）が現状把握及び設備改修計画を策定した調査結果を添付して下さい。

## (ア) 事業の目的

漁港区域内には、冷凍・冷蔵施設、製氷施設、荷捌施設等、多くの電気や燃油を消費する漁港施設が立地し、また、フォークリフト等の車両や漁船への燃油供給が行われる等、大量のエネルギー消費と温室効果ガスが排出されている状況であり、エネルギーの消費量及びコストの縮減、温室効果ガス排出量の削減は緊要の課題となっています。

このため、本事業は、衛生管理型荷捌施設、冷凍・冷蔵施設又は製氷施設等（以下「漁港施設」という。）を設置済又は設置計画のある[第二種漁港](#)又は[第三種漁港](#)を対象に、採算性等を検証した上で、漁港施設への高性能断熱パネルの導入や再生可能エネルギーの導入、漁港の特性を考慮した消費電力の最適化に資するシステムの導入、フォークリフト等の車両の電動化等を行い、漁港において先進的な省エネルギー化を進めることで化石燃料由来のエネルギー消費を抑制し、全国の漁港へ省エネルギー化対策の効果的な波及を促進することを目的としています。

漁港区域及び対象施設が確認できる地図を添付してください。

## (イ) 対象事業の要件

本事業は、漁港施設を設置済み又は設置計画のある第二種漁港及び第三種漁港における次の全部又は一部の事業を対象とします。なお、応募に当たっては、CO2削減効果を定量的に検証するための手法についても提案することとします。

H26年度から変更有

### a 漁港施設への高性能断熱パネルの導入

高性能断熱パネル（以下「断熱パネル」という。）の導入であって、断熱パネルの設置面積の上限を3,000㎡とし、施設の面積が上限を超える場合は施設の構造上、断熱効率に配慮した配置を行うものであること。また、施設毎の設置については、次のとおりであること。

※高性能断熱パネルとは、真空断熱パネル等の高性能なパネル化された製品であり、資産管理できるものとする。

なお、本事業では熱貫流率が1.0W/㎡K以下の断熱パネルを対象とする。

減価償却資産登録のことです。  
断熱パネルは一式での登録で可。

## (a) 衛生管理型荷捌施設

- 天井面や壁面に適切に断熱パネルを設置すること。
- 搬入口部分に断熱パネルが設置可能な構造の場合は、当該部分にも断熱パネルを設置すること。
- 当該施設内に冷凍・冷蔵設備が設置されている場合は、当該施設内部の冷凍・冷蔵設備にも断熱パネルの設置を可能とする。

## (b) 冷凍・冷蔵施設及び製氷施設

- 天井面及び壁面に断熱パネルを設置すること。
- 搬入口部分に断熱パネルが設置可能な構造の場合は、当該部分にも断熱パネルを設置すること。

## (c) その他施設

- (a) 又は (b) 以外で温度調整が必要な施設についても、断熱パネルの設置を可能とする。

事務所可

## b 漁港施設への電力供給を目的とした地産地消型再生可能エネルギー発電設備の導入

次のすべてに適合したものであること。

- (a) 太陽光発電設備等であり、原則として、電力供給を行う施設毎に接続するものであること。
- (b) 固定価格買取制度等による売電を行わないものであること。
- (c) 定置用蓄電池を設置する場合は、太陽光発電設備等と一体的に構成され用いられ、商用電力とは別系統となるシステムであること。

- c 漁港の特性を考慮した消費電力の最適化に資するシステムの導入  
漁港施設は水揚げから流通までの過程で消費される電力消費量が、季節、時間帯等によって変動が大きいことから、漁港施設毎の最大・最小の電力消費量を把握し、電力使用量の最適化を行うためのBEMS等と同様の機能を有するエネルギーマネジメントシステムを導入するものであること。

BEMSのみの導入は対象外。  
最適化手法、根拠の提示が必要。

- d 漁港施設でのLED照明・冷凍冷蔵設備の導入、荷捌き作業に使用するフォークリフト、クレーンの電動化等  
漁港施設内の大規模なLED照明・冷凍冷蔵設備の導入又は荷捌き作業等に使用するフォークリフト、クレーンの電動化等を行うものであること。

## (ウ) 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの者とします。

- a 漁港施設を所有し、又は所有する予定である水産業協同組合法に定められる組合  
(漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会) 又は民間企業
  
- b (イ) の設備等を a にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

## (オ) 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4. (3) 補助対象経費」参照）の次の割合を補助します。

a 補助事業者が水産業協同組合法に定められる組合の場合  
2分の1

b 補助事業者が a 以外の者の場合  
3分の1

## (カ) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

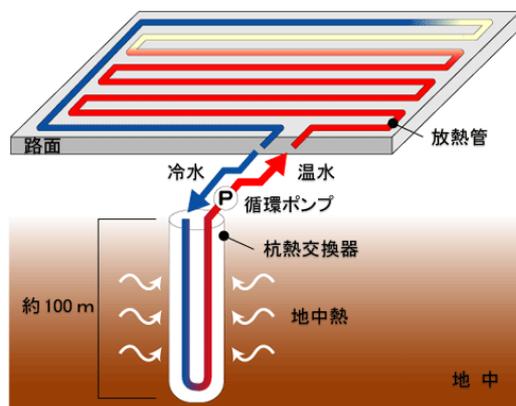
ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年以内とすることができます。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

### ③地域特性に応じたインフラの整備に当たっての 低炭素価値向上分野

## (ア) 事業の目的

除雪、融雪にかかるエネルギーコスト削減と温室効果ガス削減の同時追求を図るとともに、地域経済の活性化に資すること及び融雪用の地下水採取により、深刻な地盤沈下が問題となっている地域の問題を解決することを目的としています。

### (例)地中熱ロードヒーティング



### (例)下水廃熱を利用した融雪設備



出典：

(左)[http://www.thr.mlit.go.jp/koriyama/koriyama/aizu/data/renewable\\_energy/ground.html](http://www.thr.mlit.go.jp/koriyama/koriyama/aizu/data/renewable_energy/ground.html)

(右)[http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyoyu/yuu\\_atsubetsu.html](http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyoyu/yuu_atsubetsu.html)

## (イ) 対象事業の要件

本事業は、次に掲げる事業を対象とします。

- a 地中熱、地下水熱、温泉熱、下水熱または工場等温排熱を熱源とし、熱交換機やヒートパイプ等により融雪のために使用できる設備を導入する事業
- b バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造された製品を除く。）をいう。）のみを熱源とするボイラー等により発生した熱を融雪のために使用できる設備を導入する事業

既設の置き換え、新設どちらも対象。  
新設の場合は、元の熱源を灯油と想定し、  
CO2削減量を算出して下さい。

## (ウ) 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの者とします。

- a 民間企業
- b 独立行政法人通則（平11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- c 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- d 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- e 法律により直接設立された法人
- f その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者

公道も補助対象

## (オ) 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4. (3) 補助対象経費」参照）の次の割合を補助します。

- a 補助事業者が地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。）の場合

3分の2（ただし、上限は1億円。）

- b 補助事業者が都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は第281条第1項の特別区（(ア)の括弧書の組合以外の第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。）の場合

2分の1（ただし、上限は1億円。）

- c 補助事業者がa及びb以外の者の場合

2分の1（ただし、上限は1億円。）

## (カ) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

ただし、単年度での実施が困難な補助事業については、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年以内とすることができます。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

## (ア) 事業の目的

東日本大震災や原発事故以降、再生可能エネルギーの導入が着実に進んでいる一方、低炭素社会や自立・分散型社会の構築を一層推進するためには、十分に活用されていない廃熱や未利用熱等の効果的な利活用や先進的システムの導入を様々な地域で進めていくことが不可欠です。

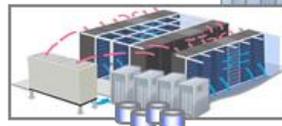
このため、本事業は、地域で未利用な、又は効果的に活用されていない熱や湧水等の資源の効果的利用及び効率的な配給システム等、地域単位の低炭素化を大きく推進する先進的でモデル的な取組（以下「モデル的取組」という。）を支援することにより、地域のニーズや特性に適した低炭素社会の全国的な展開を図ることを目的としています。

イメージ

事業所空調等の廃熱地域利用

グリーンデータセンター

DC省エネ化



廃熱

オフィス

病院

データセンターの空調等の廃熱を病院、オフィス等に二次利用することにより更なる低炭素化を実現。



## (イ) 対象事業の要件

本事業は、次に掲げる事業を対象とします。

### a 事業化計画策定事業

モデル的取組の具体的な事業化に向けて必要な基本設計調査、需給調査、事業性・資金調達の検討等を行う事業

なお、バイオマス資源の利用を対象とするものを除く。

### b 設備導入事業

モデル的取組に必要な設備等の導入を行う事業

なお、バイオマス資源の利用を対象とするものを除く。ただし、平成27年度地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業において、事業化計画策定事業を実施したものに限り、本事業の対象とする。

### c 温泉街における未利用資源活用モデル事業

温泉街における未利用資源を活用した設備・システムの実証を支援する事業

なお、バイオマス資源の利用を対象とするものを除く。

## (ウ) 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの者とします。

- (a) 民間企業（（イ）、bの設備等をファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業を含む。）
- (b) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (c) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (d) 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- (e) 法律により直接設立された法人  
（認可等を受けている者等を含む。※）
- (f) その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者

## (オ) 補助金の交付額

原則として補助対象経費（設備導入事業の詳細は「4. (3) 補助対象経費」参照）の次の割合を補助します。

なお、本事業は、(イ)、bの設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

### a 事業化計画策定事業

(a) 補助事業者が都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合の場合

定額（ただし、上限は2,000万円。）

(b) 補助事業者が (a) 以外の者の場合

2分の1

## b 設備導入事業

(a) 補助事業者が地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。）の場合

3分の2

(b) 補助事業者が都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は特別区（（a）の括弧書の組合以外の地方公共団体の組合を含む。）の場合

2分の1

(c) 補助事業者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の場合

2分の1

(d) 補助事業者が（a）～（c）以外の者の場合

3分の1

## c 温泉街における未利用資源活用モデル事業

(a) 補助事業者が地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。）の場合

3分の2

(b) 補助事業者が都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は第281条第1項の特別区（（a）の括弧書の組合以外の第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。）の場合

2分の1

(c) 補助事業者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の場合

2分の1

(d) 補助事業者が (a) ~ (c) 以外の者の場合  
3分の1

※ なお、(a) 又 (b) に掲げる地方公共団体と民間企業者が共同で実施する事業については、(a) 又 (b) に準じてそれぞれの補助率を適用する。

(カ) 補助事業期間

(イ) aの事業化計画策定調査及びcの温泉街における未利用資源活用モデル事業の実施期間は、原則として単年度とします。

また、bの設備導入事業の実施期間は、原則として2年以内とします。ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提とします。

この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。